

確定申告

=申告は、正しくお早めに=

2.16(木) - 3.15(木)

※土曜日・日曜日は除く

ご不明な点など、
お気軽にお問い合わせください。

▶ 豊橋税務署
☎ (0532) 52局6201
▶ 税務課
☎ 23局3509
FAX 23局0180

所得税

個人が1月から12月までの
1年間に得た所得にかかる
国の税金です。

《確定申告が必要な方》

- 1 事業所得や不動産所得のあった方、公的年金等の収入金額が400万円を超えた方、公的年金等の収入金額が400万円以内、かつ、その他の所得が20万円を超えた方、土地や建物を買った方、源泉徴収有りの特定口座以外で株式等を譲渡し利益があった方などのうち、平成23年中の所得が所得控除の合計額を超えた方
- 2 サラリーマンで、給与の年収が2000万円を超えた方、2か所以上から給与を受けた方、給与所得以外の所得が20万円を超えた方
- 3 給与の年収が2000万円以下で年末調整を受け、医療費控除や住宅

借入金等特別控除（最初の年のみ）などの適用を受けようとする方

《確定申告に必要なもの》

- 1 印鑑（新規に口座振替での納税を申し込む場合は通帳印）
- 2 申告書
- 3 控除証明書（社会保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料など）
- 4 源泉徴収票（金額の多少に関わらず、複数枚ある場合はすべて）
- 5 収支内訳書（営業・農業・不動産、その他の事業収入がある方のみ。平成22年分収支内訳書の控え、平成24年度分償却資産申告書の控えも持参）
- 6 固定資産税課税明細書（農業・営業・不動産など、固定資産税を経費とする事業収入がある方のみ。平成23年5月に送付済み）
- 7 医療費の領収書と、保険などで補てんされた金額がわかるもの（医療費控除を受ける方のみ）
- 8 上場株式等の配当支払通知書または特定口座年間取引報告書
- 9 本人名義の口座番号がわかるもの（通帳など）

《申告すると税金が戻る場合》

次のような場合には、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっていることがあり、確定申告をすることで還付を受けることができます。

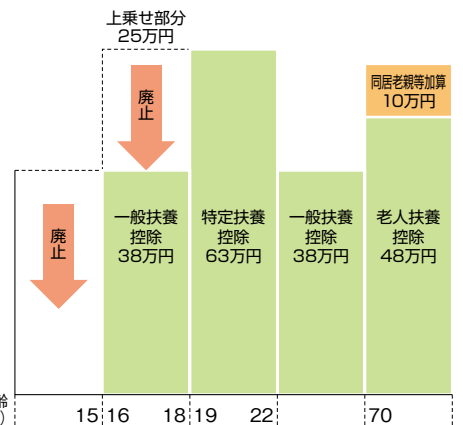
- 1 サラリーマンの方で、年の途中で退職し、年末調整を受けなかった場合
- 2 医療費を多く支払った場合（医療費控除）
- 3 マイホームを住宅ローンなどの借入で取得した場合（住宅借入金等特別控除）
- 4 災害や盗難に遭った場合（雑損控除）
- 5 予定納税をしたが、確定申告の必要がなくなった場合

※1・2は、2月1日（水）から豊橋税務署および市役所税務課で還付申告を受け付けています。

《平成23年からの主な改正》

- 公的年金等の収入金額が400万円以下の方で、かつ、その他の所得金額が20万円以下の場合には、確定申告が不要になりました。（なお、市県民税の申告が必要になる場合があります）

- 扶養親族のうち16歳未満の年少扶養親族に対する扶養控除（控除額38万円）が廃止されました。また、16歳以上19歳未満に対する扶養控除の上乗せ部分（25万円）が廃止になり、扶養控除額が63万円から38万円になりました。



● 扶養控除の改正に伴い、扶養親族または控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除または配偶者控除の額に35万円を加算する措置に代えて、同居特別障害者に対する障害者控除額が75万円に引き上げられました。

《その他の申告について》

「個人事業者の消費税及び地方消費税」の申告は4月2日（月）、「贈与税」の申告は3月15日（木）までです。

《休日における確定申告の受付》

- 日時 2月19日（日）・26日（日）
午前9時～午後5時（混雑状況により受付終了時刻が早まる場合があります）

- 場所 II 豊橋税務署（豊橋合同庁舎1階大会議室）

※詳しくはお問い合わせください。

▼ 豊橋税務署

☎ (0532) 52局6201